

# 安来市立地適正化計画 骨子（案）

## 1.基本方針（案）

### （1）まちづくりの将来像

立地適正化計画において目指すまちづくりの将来像は、都市計画マスタープランを踏襲します。都市計画マスタープランでは、以下のように、総合計画における将来像に即して本市の都市づくりの目標を設定しています。

#### 第3次総合計画における将来像

将来像  
「ワザを磨き、安らぎをつむぎ、シンカするまち」

総合計画における将来像		都市づくりの目標 (都市計画マスタープラン)	立地適正化計画が目指す まちづくりのイメージ
ワザを磨き、	⇒ ⇒	ア)製鉄業を主とする地場産業の充実・発展と人材確保(技術継承)を支える都市	・工業集積地と、居住地や多くの市民が利用する都市施設を適切に分離し、市街地内での共存・共栄を図る
安らぎをつむぎ、	⇒ ⇒	イ)豊かな農産物の生産維持と安全・安心な暮らしを継続できる都市	・コミュニティに配慮しながら、便利で安心・安全に住み続けることができる暮らしの場を維持・充実する
シンカするまち (真価・深化・進化)	⇒ ⇒	ウ) 伝統・文化・自然を守り、育てる都市 エ) 多様な連携・交流によりつながりを深める都市 オ)市民のチャレンジを支える持続可能な都市	・それぞれの地域の伝統・文化や魅力を活かし、各地域が相互につながり、補完しあうことで、地域全体の魅力を高める連携・交流ネットワークを維持する

## (2) 立地適正化計画の基本方針

まちづくりの将来像の実現に向け、立地適正化計画の基本方針を設定します。

### 基本方針① 安全で便利な暮らしの場の維持

居 住

既存の人口集積を踏まえるとともに、災害リスク等を踏まえた安全な区域や、生活利便性の高い区域へ居住を誘導し、人口密度を適切に維持・確保することで、より多くの市民が安全・安心・便利に暮らし続けられる住環境の形成を目指します。

### 基本方針② 市民の暮らしを支える多様な都市機能の維持・充実

都市機能

人口減少・少子高齢化の進行を踏まえつつ、市民がアクセスしやすい都市拠点等において商業・医療・金融等の日常生活に必要な都市機能を効率的に維持・集約するとともに、本市の定住促進に向けた働く場の選択肢の拡充等にも目を向けた、多様な都市機能の集積を誘導し、持続可能な都市・地域経営を目指します。

### 基本方針③ 市民の移動を支える公共交通ネットワークの維持

公共交通

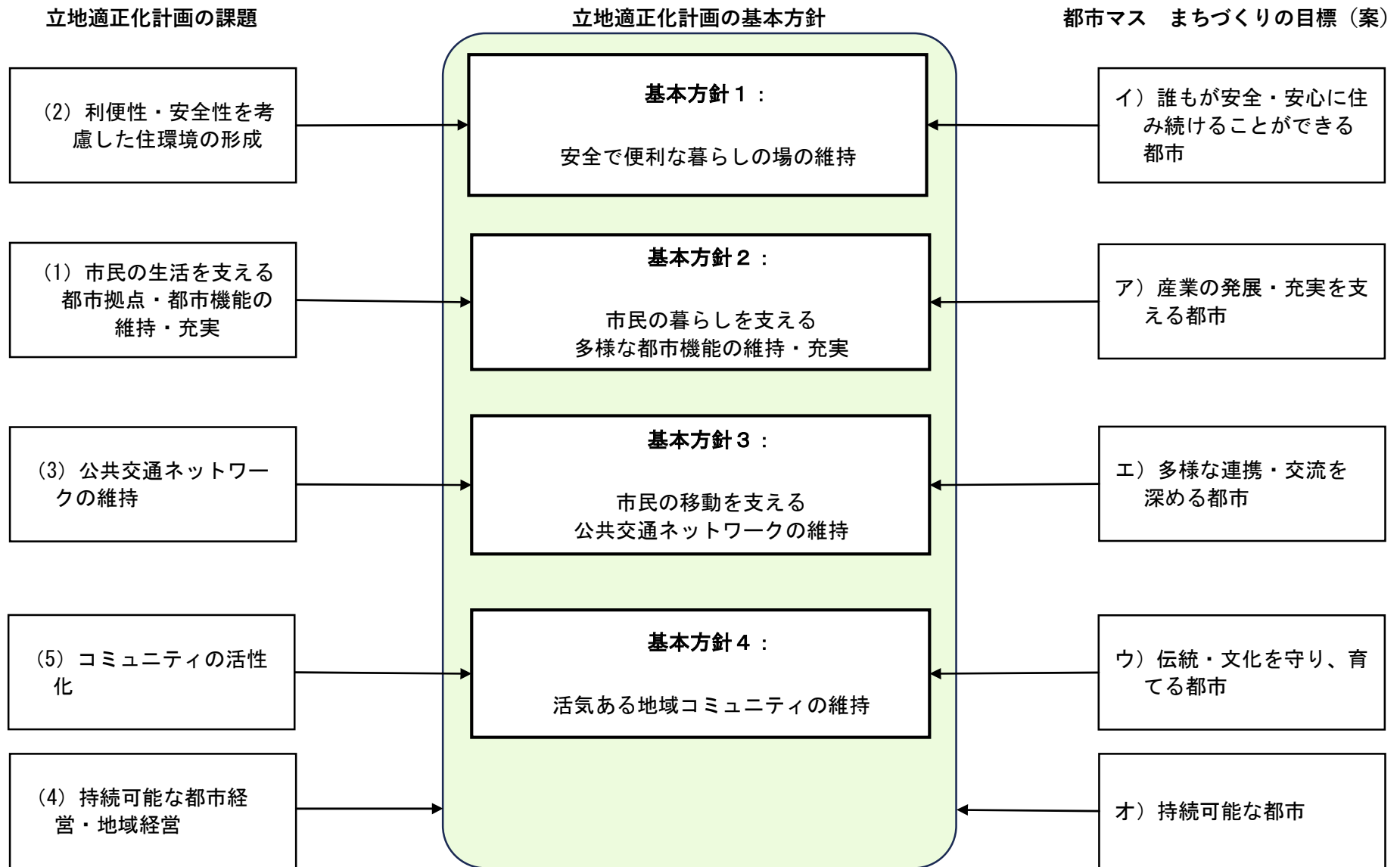
鉄道やバス等の公共交通により、都市拠点や地域拠点等と各コミュニティを効果的につなぐ公共交通ネットワークを維持し、高齢者等の交通弱者を含む誰もが移動しやすい環境を確保するとともに、公共交通の利用促進や広域的な交流・連携の強化を目指します。

### 基本方針④ 活気ある地域コミュニティの維持

コミュニティ

農村集落において、豊かな自然や地域の文化に恵まれた活気ある地域コミュニティを維持しながら、都市拠点等における多様な都市機能によるサービスを楽しみ、ゆとりのある暮らしを継続できる豊かな地域づくりを目指します。

《立地適正化計画の課題と基本方針及び都市マスのまちづくりの目標との対応》



### (3) 誘導区域設定の基本方針

前節の立地適正化計画の基本方針を受け、誘導区域設定の基本方針を示します。

#### 居住誘導区域の基本方針

##### 安全・便利に暮らし続けることができる区域

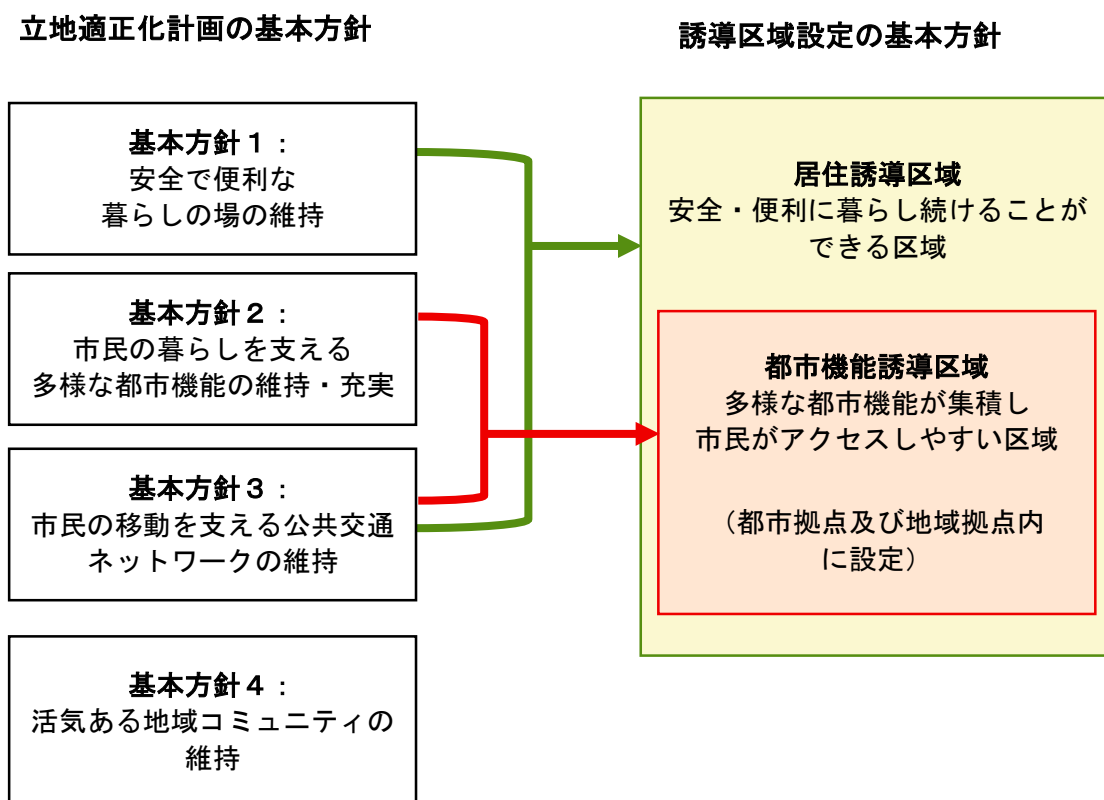
人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、既存の人口集積や日常生活の利便性、自然災害に対する安全性等を考慮して設定します。

#### 都市機能誘導区域の基本方針

##### 多様な都市機能が集積し市民がアクセスしやすい区域

都市拠点等、市民にとって利便性の高い場所において、医療施設、福祉施設、商業施設など、市民の日常生活を支える主要な都市機能を集約することにより、市民が各種サービスを効率的に利用することができるよう、公共交通によるアクセスのしやすさや既存の都市機能の集積状況を考慮して設定します。

《立地適正化計画の基本方針と誘導区域設定の基本方針との対応》



## 2.居住誘導区域（案）

### （1）居住誘導区域とは

第13版都市計画運用指針では、居住誘導区域の基本的な考え方及び居住誘導区域の設定として、以下のように記載されています。

#### 【居住誘導区域の基本的な考え方】

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。

出典：第13版 都市計画運用指針（国土交通省）

#### 【居住誘導区域の設定】

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられる。

- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

出典：第13版 都市計画運用指針（国土交通省）

#### 【留意事項】

居住誘導区域の設定に当たっては、市町村の主要な中心部のみをその区域とするのではなく、地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めることが望ましい。

出典：第13版 都市計画運用指針（国土交通省）

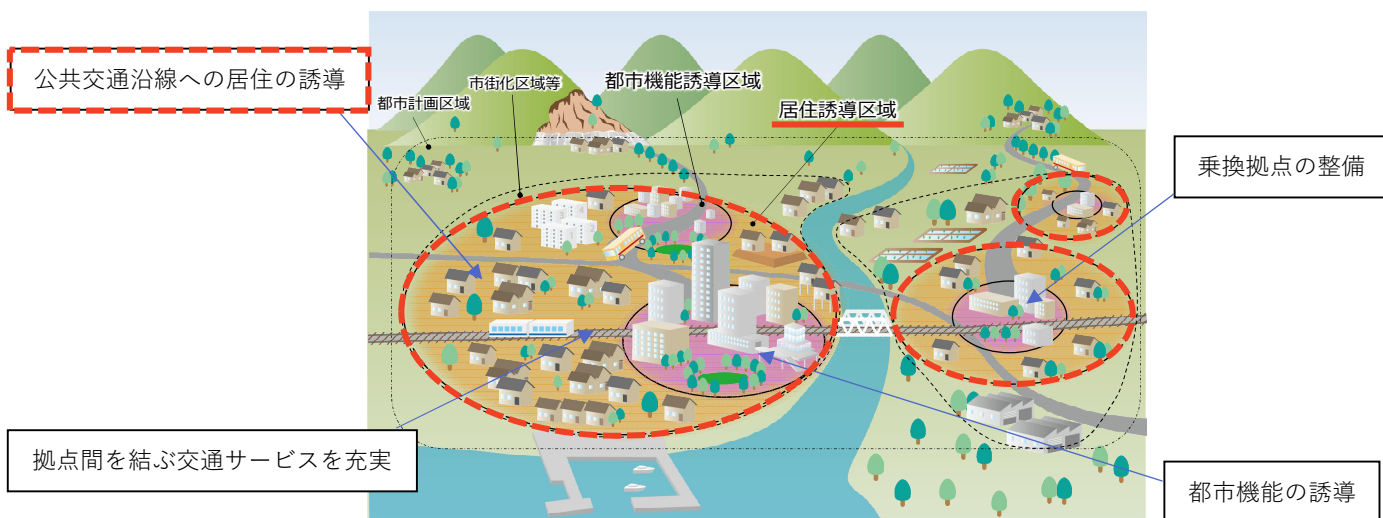


図 コンパクトシティのイメージ図

出典：国土交通省資料

## (2) 居住誘導区域の基本的な考え方

本市は、令和 27（2045）年において市街化区域内の人口が令和 2（2020）年比で 3 割程度減少すると見込まれ、人口減少による財政緊縮、サービスの担い手不足が懸念される一方、第 2 次産業を中心とした就業人口は、ある程度維持されることなどから、市街地の規模を適正に維持していく必要があります。

このため、一定の人口密度を維持、確保する区域として居住誘導区域を設定し、人口減少下においても生活サービスやコミュニティを持続的に確保するとともに、現在本市の過度に自家用車に依存した移動方法から、若年層、高齢者等を含めた全ての市民に徒歩や公共交通機関を利用して生活サービス施設にアクセスでき、安心して住むことができる市街地の形成を図る区域とします。

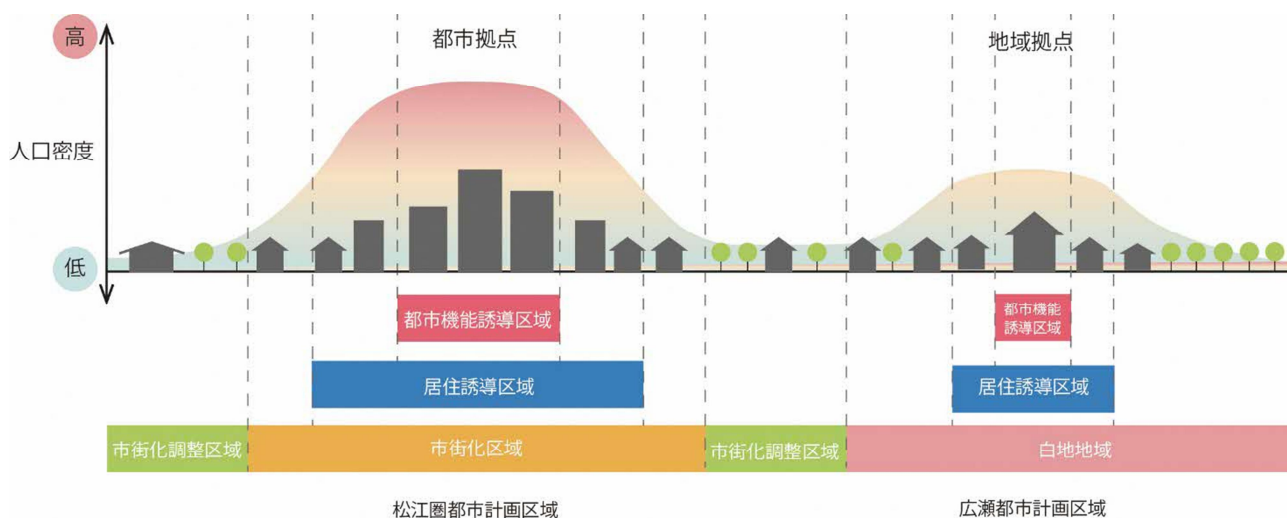
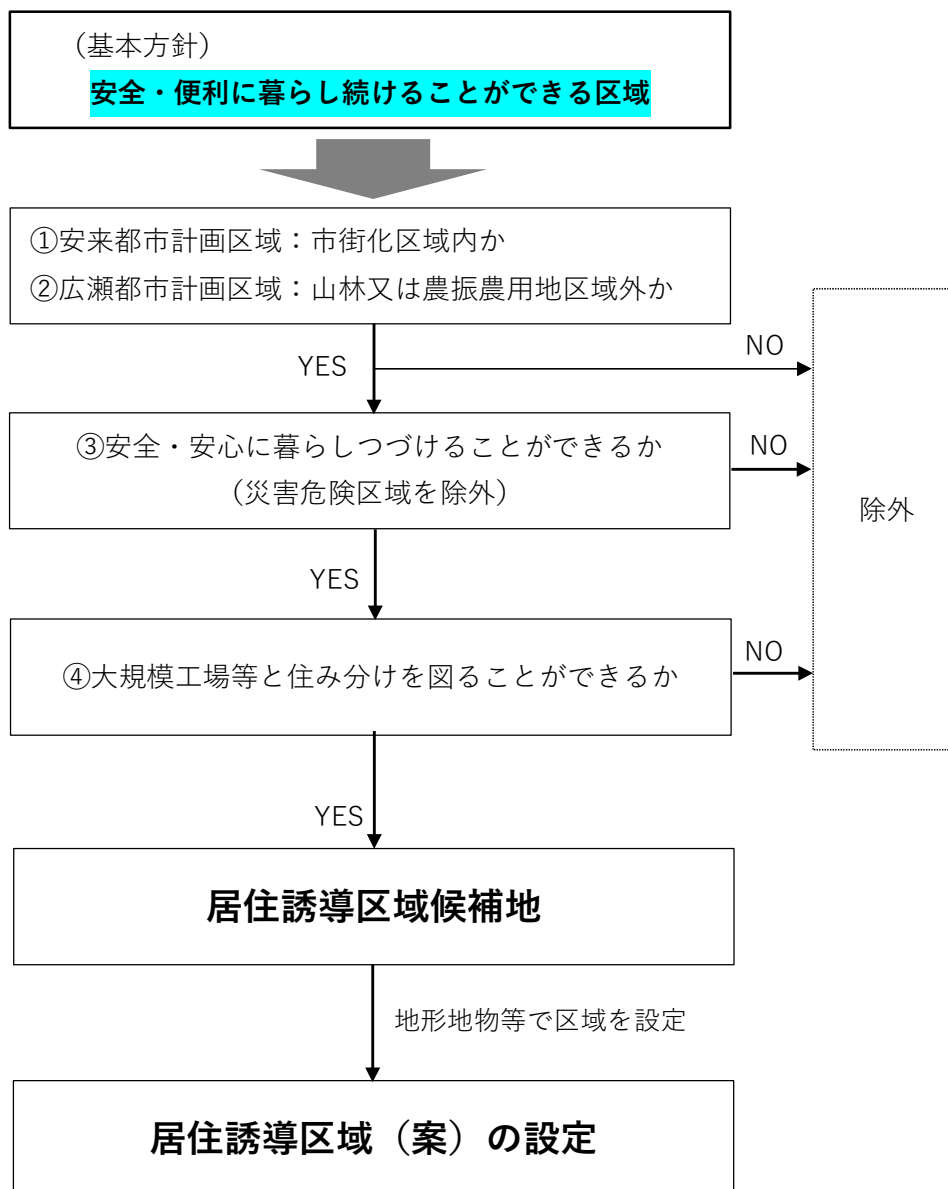


図 市街地の人口構成イメージ

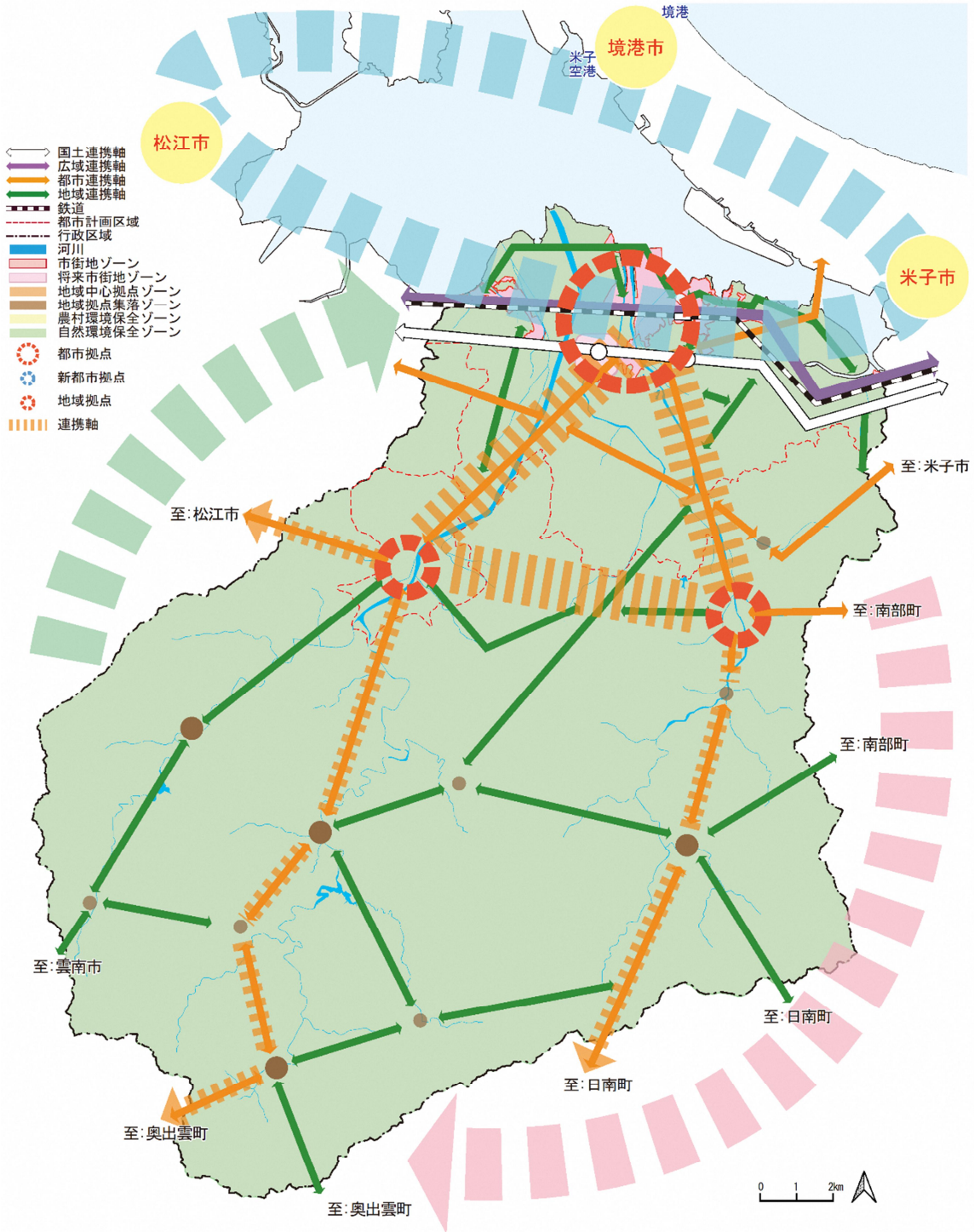
### (3) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、次の手順で設定します。

市街化区域（広瀬都市計画区域の市街地）から、災害危険区域、大規模工場等を除外



【参考】将来都市構造（案）



### ①安来都市計画区域：市街化区域内か

- ・安来都市計画区域は、線引き都市計画区域であり、都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に分かれています。
- ・線引き都市計画区域では、居住誘導区域は市街化区域内に定めることとされています。(市街化調整区域に居住誘導区域を定めることはできません)

(参考) 市街化区域及び市街化調整区域の定義 (都市計画法第7条)

市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域

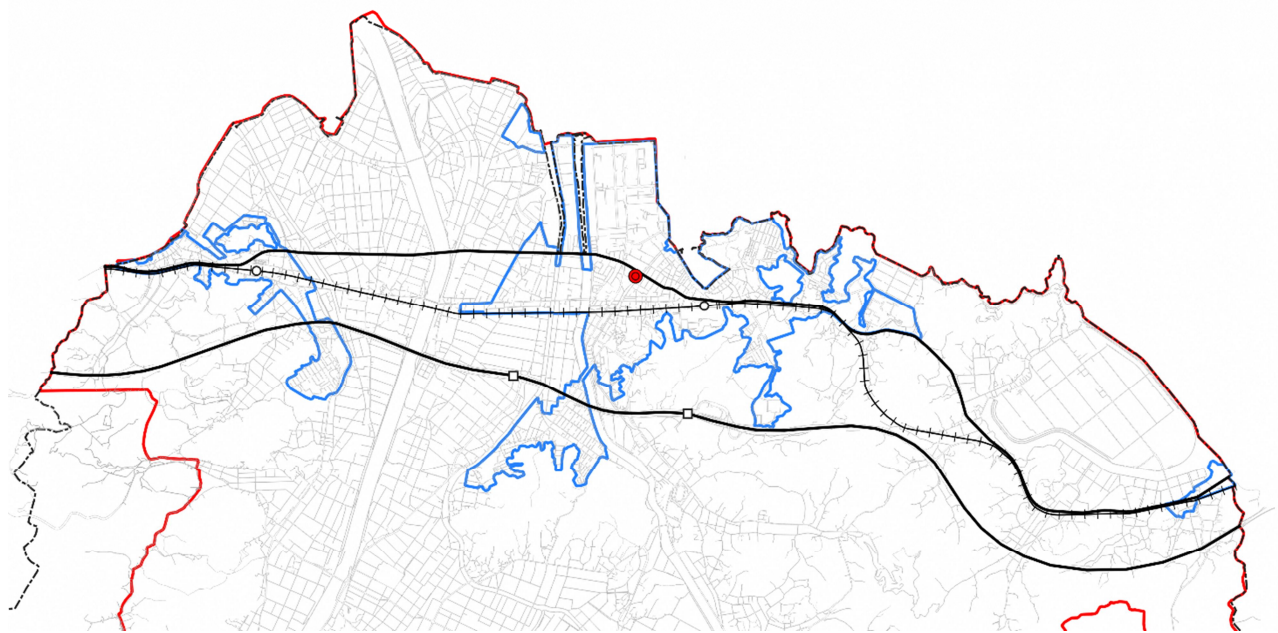
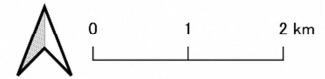
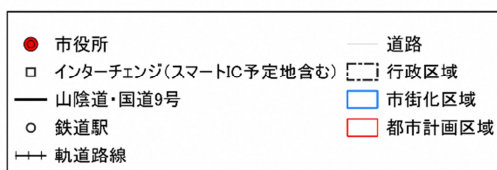


図 市街化区域

## ②広瀬都市計画区域：山林又は農振農用地区域外か

- ・広瀬都市計画区域は、市街化区域・市街化調整区域を定めない非線引き都市計画区域です。
- ・非線引き都市計画区域は、原則としてどこでも居住誘導区域を定めることができます。ただし、農振農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域）や山林等（自然公園法第20条第1項に規定する特別地域、森林法第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林の区域など）営農環境や自然環境を保全すべき区域は居住誘導区域に含めないこととされています。
- ・なお、航空写真を基に、明らかに山地・山林の区域は居住誘導区域から外すこととします。

※非線引き都市計画区域では、一般的に用途地域内に居住誘導区域を定めますが、広瀬都市計画区域は、用途地域が未指定のため、上述したエリアをまず除外して検討します。

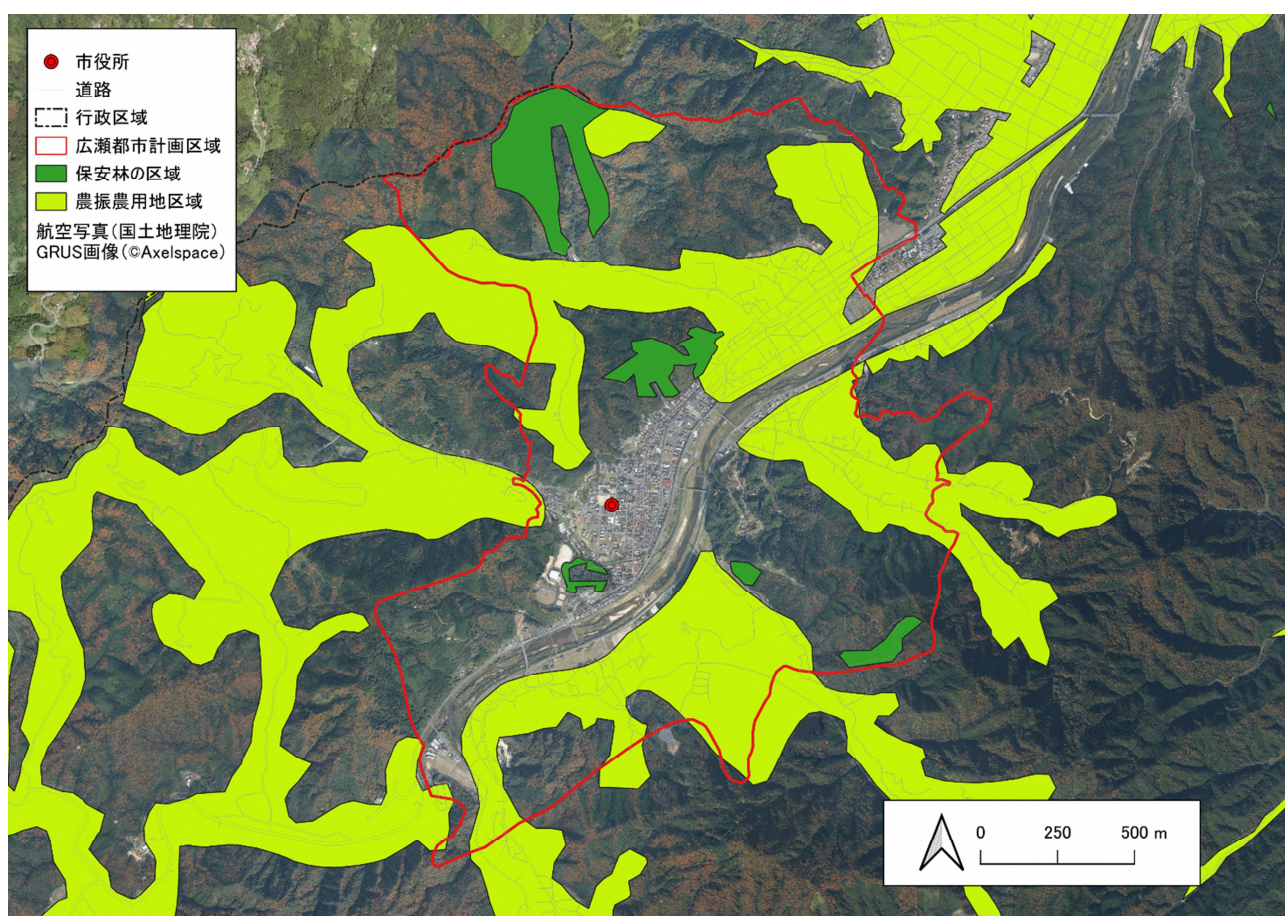


図 農用地区域・保安林の区域（広瀬）

出典 | 都市計画基礎調査（R5）

### ③安全・安心に暮らし続けることができる区域

- ・居住誘導区域内は、将来にわたって安全・安心に暮らしつづけることができることが重要です。
- ・このため、災害リスクやその対策の状況、土地利用の状況等を踏まえ、居住の誘導を図るべきでない判断する区域を除いて区域を設定します。
- ・除外するエリアは次の通りです。  
土砂災害、水害（高潮、津波、内水、洪水（家屋倒壊含む））、地震（液状化、大規模盛土造成地域）

#### ■土砂災害

・地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域は、都市再生特別措置法施行令第30条において、居住誘導区域に含まないこととされている。

⇒**地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域**については、**居住誘導区域から除外する**。（地すべり防止区域は対象無）

・土砂災害警戒区域は、都市計画運用指針において、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきとされている。

⇒**土砂災害は地震、大雨などが発生のおきかけとなるが、地震等は事前の予測が困難であり、避難等による対策が難しいことから土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外する**。

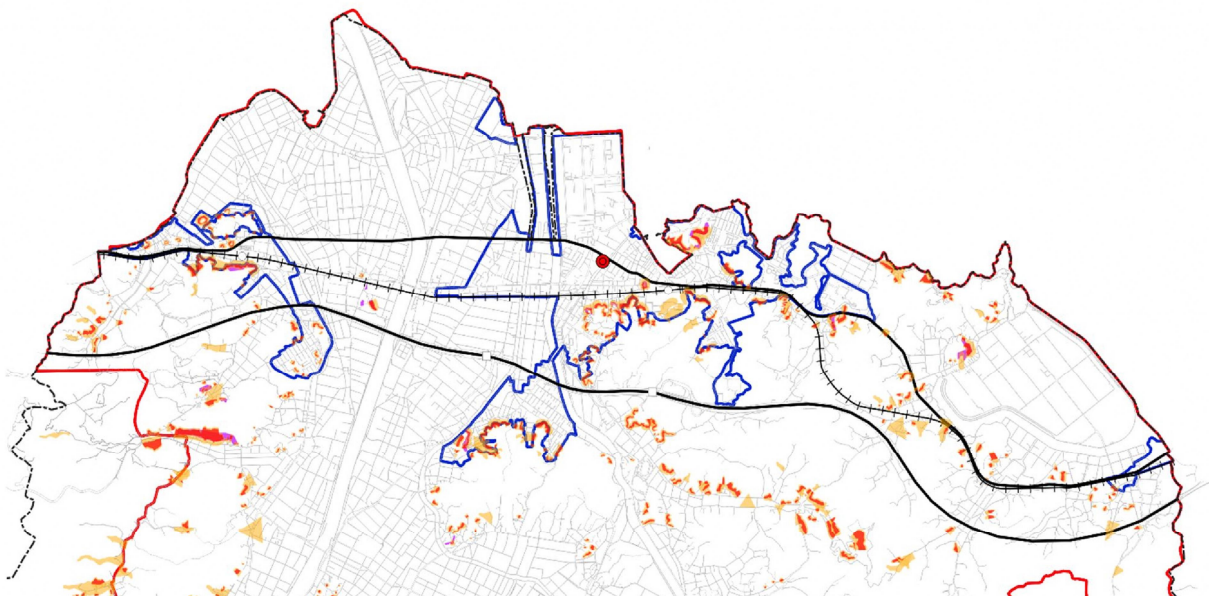
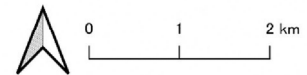
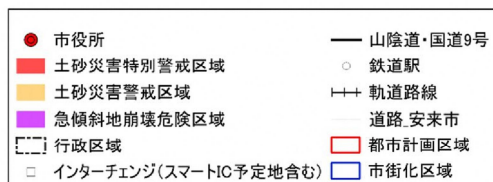


図 土砂災害警戒区域・特別警戒区域  
(市街化区域)

出典 | [data eye] 島根県  
土砂災害警戒区域・特別警戒区域

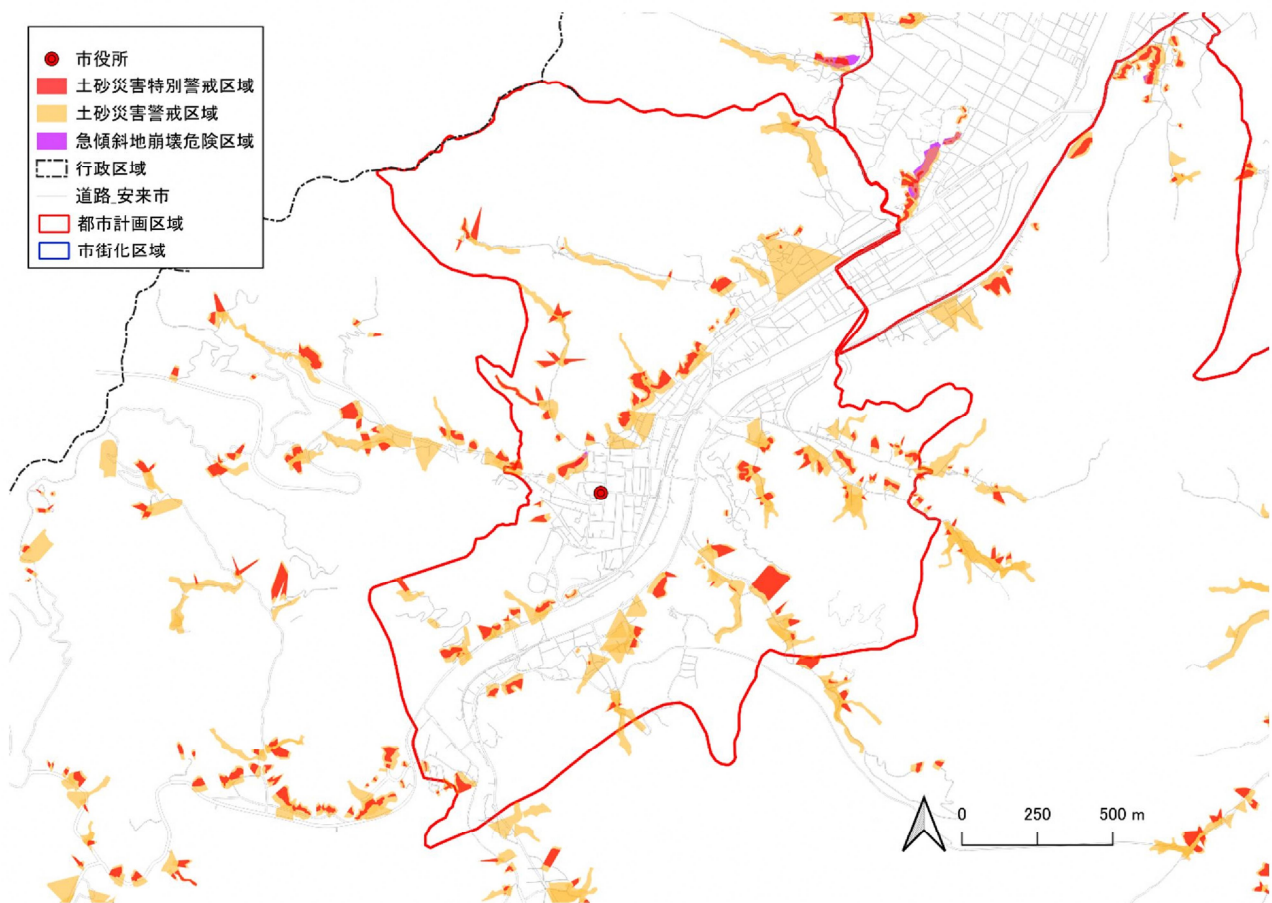


図 土砂災害警戒区域・特別警戒区域  
(広瀬都市計画区域)

出典 | 安来市提供  
[data eye] 鳥根県  
土砂災害警戒区域・特別警戒区域

■高潮

- ・水防法第 15 条第 1 項第 4 号に規定する浸水想定区域 (高潮)
  - ・その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 (高潮)
- (該当なし)

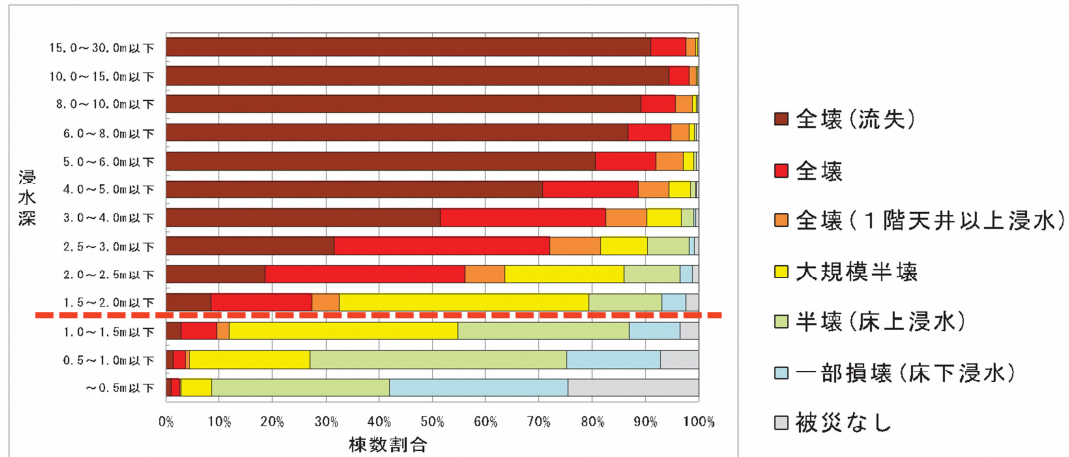
■内水

- ・その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 (内水)
- (該当なし)

## ■津波

・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定における浸水の区域

⇒東日本大震災における津波被害の調査によると、浸水深 1.5m を境に被災状況に大きな差があり、浸水深 1.5m 以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下する傾向がみられることが報告されている。



### ■浸水深に対する建物被害の割合

出典：津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）平成 24 年 4 月 国土交通省都市局

⇒津波浸水想定区域については、浸水深 1.5m 以上では、建物全壊となる割合が急激に高くなるが、全ての区域が 1.5m（最大 0.8m）未満のため居住誘導区域から除外しない。

・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域における浸水の区域

⇒津波災害警戒区域については、1 か所指定されているが、基準水位が 1m 未満（最大 0.9m）のため、津波浸水想定区域と同様の考え方により、居住誘導区域から除外しない。  
(津波浸水想定区域とほぼ同じ区域)

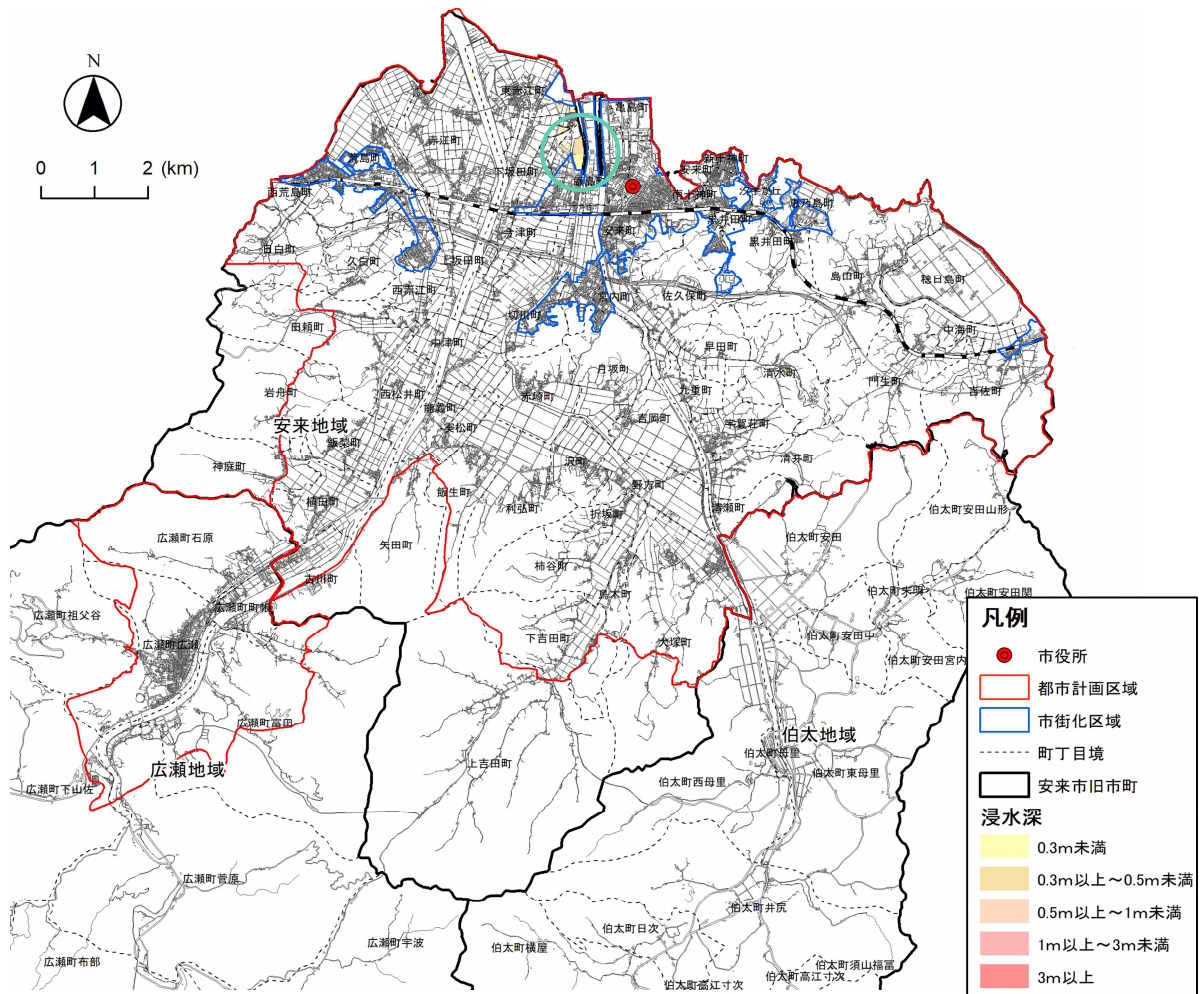


図 津波浸水想定区域

出典 | [data eye] 島根県  
島根県津波浸水想定図

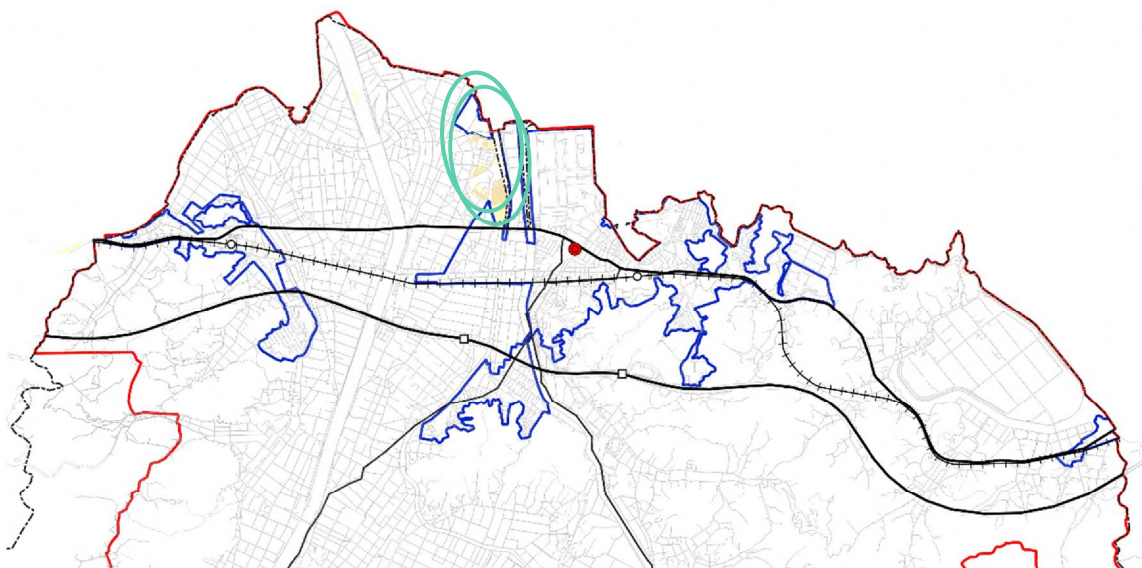
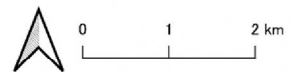
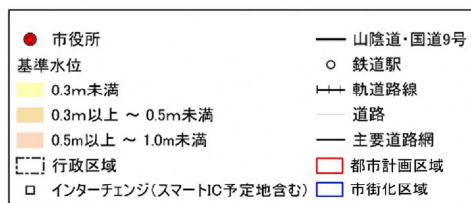


図 津波災害警戒区域

出典 | [data eye] 島根県  
島根県津波浸水想定図

## ■洪水

・水防法に規定する浸水想定区域（洪水）

⇒標準的な2階建て住宅において、3m未満の浸水では2階への避難が可能であることから、浸水深3mを居住誘導区域の設定の基準とし、3m以上の浸水想定区域（計画規模）を居住誘導区域から除外する。

・洪水浸水想定区域図マニュアルに基づく家屋倒壊等氾濫想定区域

⇒想定最大規模降雨が生起し、近傍の堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を示すものとあるため、家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外する。

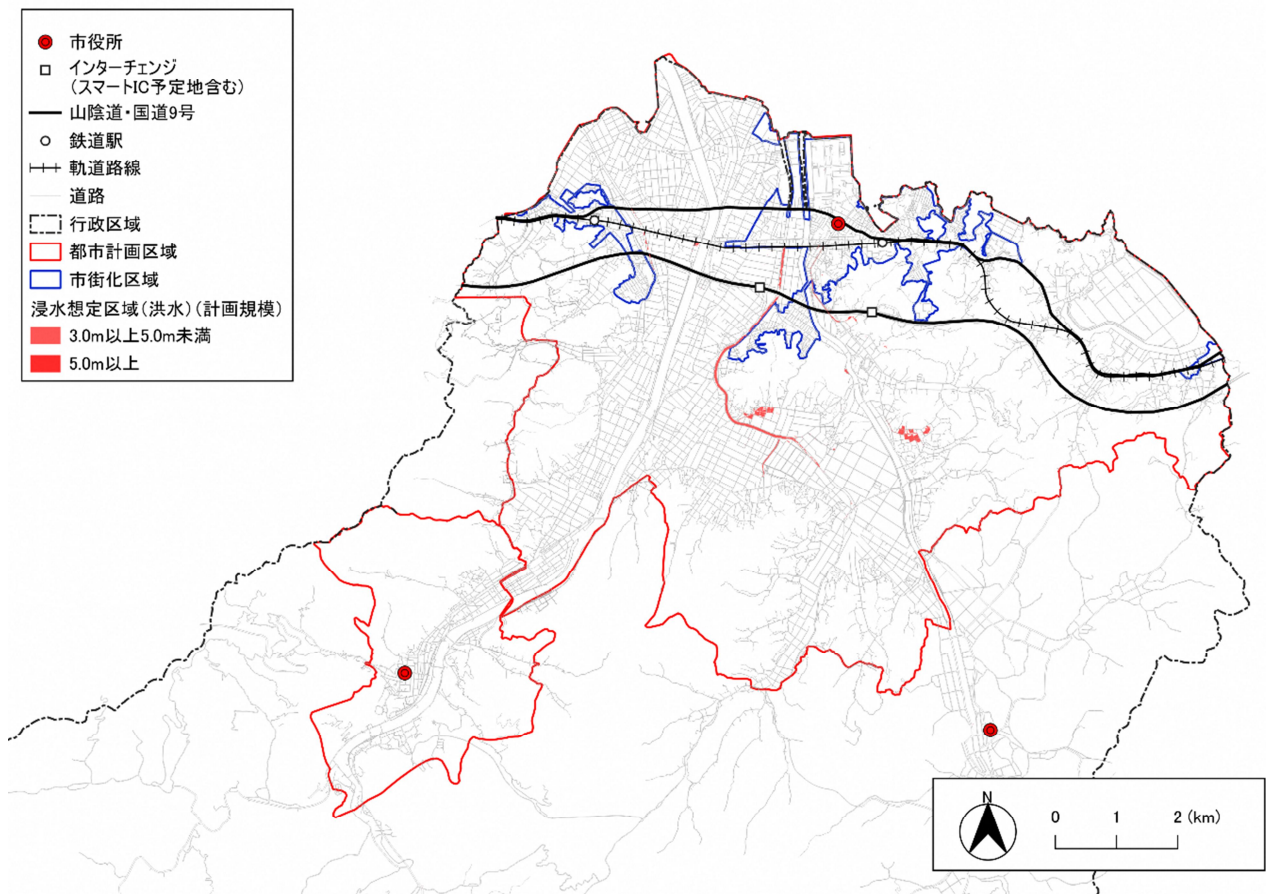


図 洪水浸水想定区域（計画規模）（3m 以上）

出典 | [data eye] 鳥根県  
鳥根県洪水浸水想定区域図

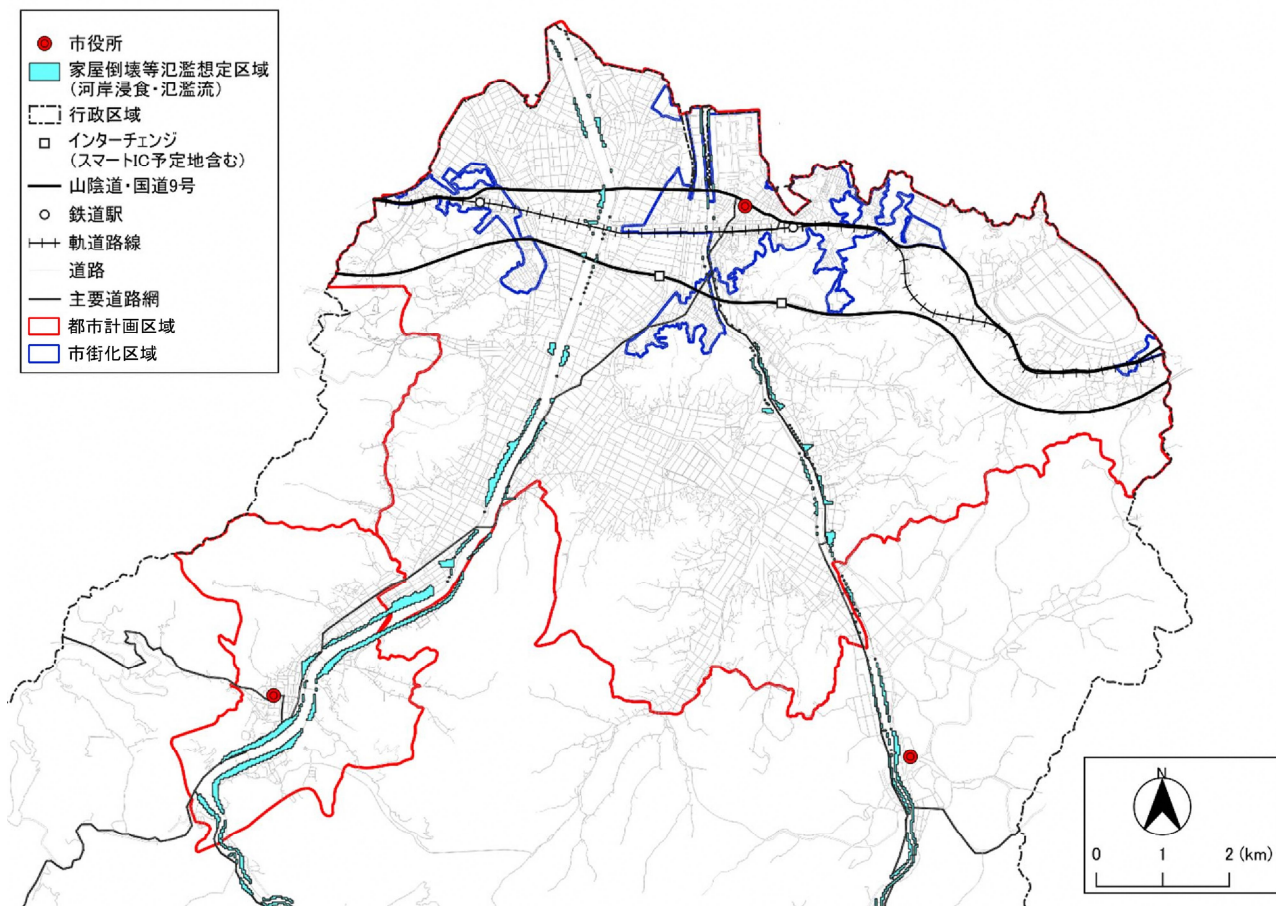


図 家屋倒壊等氾濫想定区域

出典 | [data eye] 島根県  
 島根県洪水浸水想定区域図  
 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食))

■液状化

・その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域（液状化）

⇒液状化については、直接的に人命被害につながらないのが実態であり、被害を予測することはできないことなどから、規制の強化や対策の義務づけなどが困難となっている。また、近年発生した鳥取県西部地震（H12）、島根県東部を震源とする地震（R8）では、中海沿岸の一部で液状化被害が発生したが、液状化による家屋倒壊などの大きな被害は発生していない。こうしたことから、**居住誘導区域の設定のリスク対象から除外する。**

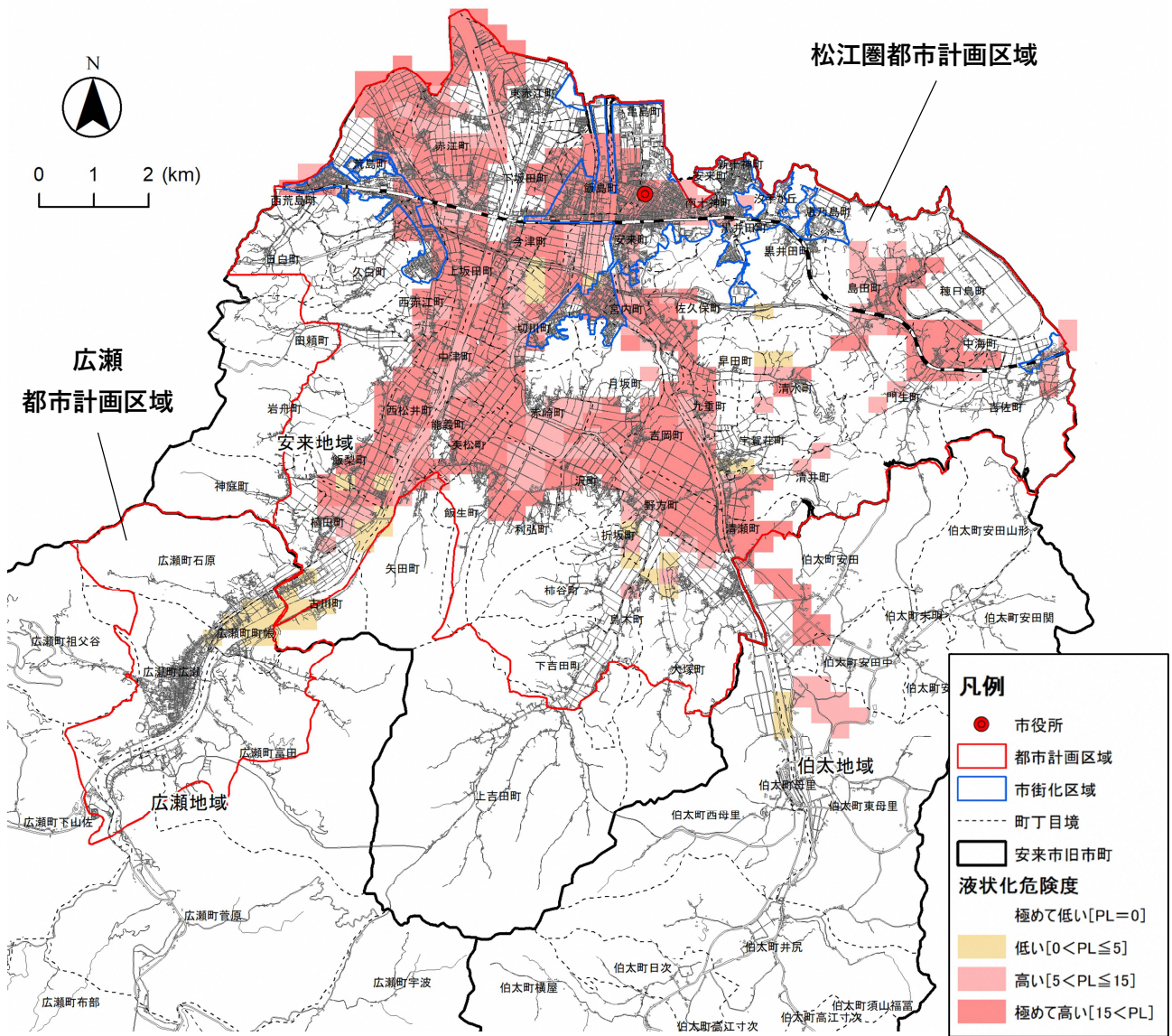


図 液状化危険度状況

出典 | 安来市提供

## ■大規模盛土造成地

・その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域（大規模盛土造成地）

⇒大規模盛土造成地については、市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したものであり、経過観察などによる安全性を確認しているところであり、直ちに危険であるとは限らないため、現時点では大規模盛土造成地については、居住誘導区域の設定のリスク対象から除外する。

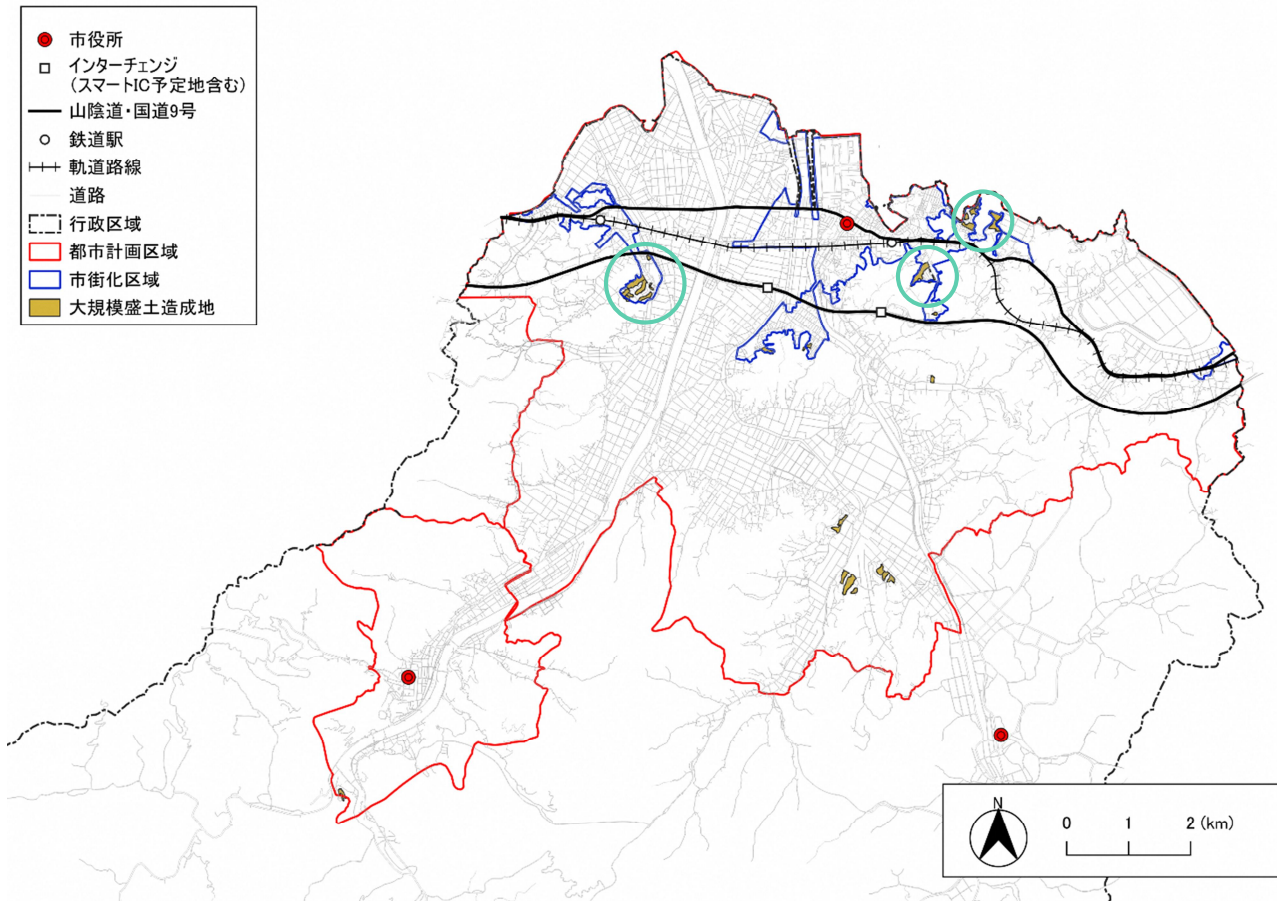


図 大規模盛土造成地

出典 | 大規模盛土造成地マップ

#### ④大規模工場等と住み分けを図ることができる区域

- ・本市には工業専用地域（135.12ha）及び工業地域（9.96ha）が市街化区域の21.6%を占めています。
- ・工業専用地域は住宅の建築が規制されていることから、居住誘導区域の指定については慎重に判断を行うことが望ましいとされています。
- ・このため、**工業専用地域は除外することとし**、加えて、**工業地域**について、工業以外の用途（住宅や商業施設）も立地していることから、**除外しないこととします**。
- ・**臨港地区**は、港湾の管理運営を円滑に行うという臨港地区の目的を踏まえ、居住誘導区域に**含まないこととします**。

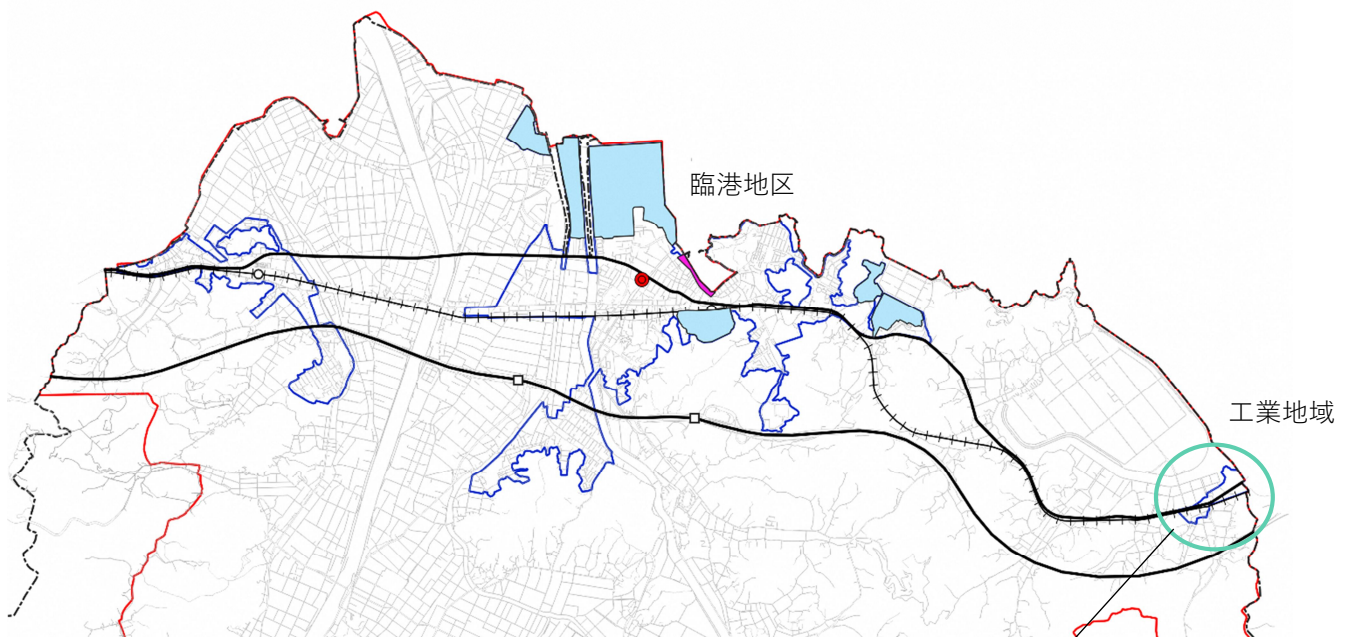
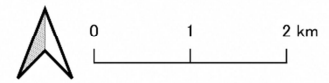
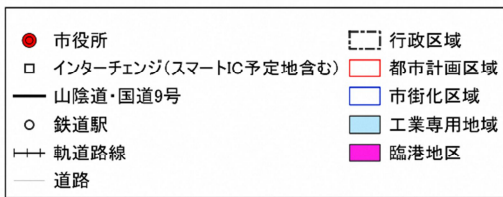


図 工業地域・工業専用地域・臨港地区



※低層住宅や商業施設の立地がみられる

図 工業地域の拡大図

■居住誘導区域に含めない区域（都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条）

都市計画運用指針	本市の考え方
ア) 都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域	含めない
イ) 建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域のうち、同条第 2 項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	該当区域なし
ウ) 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域又は農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域	含めない (広瀬都市計画区域)
エ) 自然公園法第 20 条第 1 項に規定する特別地域、森林法第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第 25 条第 1 項に規定する特別地区又は森林法第 30 条若しくは第 30 条の 2 の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第 44 条において準用する同法第 30 条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区	含めない (広瀬都市計画区域)
オ) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域	該当区域なし
カ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	含めない
キ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域	含めない
ク) 特定都市河川浸水被害対策法第 5 6 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域	該当区域なし

■原則として居住誘導区域に含めない区域

都市計画運用指針	本市の考え方
ア) 津波災害特別警戒区域	該当区域なし
イ) 災害危険区域（上記表のイに掲げる区域を除く。）	該当区域なし

■災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含めない区域

都市計画運用指針	本市の考え方
ア) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域	含めない
イ) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域	浸水深1.5m以上では、建物全壊となる割合が急激に高くなるが、全ての区域が1.5m未満のため除外しない
ウ) 水防法第15条第1項4号に規定する浸水想定区域	【計画規模】 浸水深3m以上では垂直避難で生命を守ることが難しいため、含めない(3m以上)
エ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	【津波浸水想定区域】 津波災害警戒区域と同様に、浸水深2m以上では、建物全壊となる割合が急激に高くなるが、全ての区域が2m未満のため除外しない  【内水】【高潮】 該当なし(関連ハザードマップの策定なし)

■慎重に判断を行うことが望ましい区域

都市計画運用指針	本市の考え方
ア) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅等の建築が制限されている区域	含めない
イ) 都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	該当区域なし
ウ) 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	該当区域なし
エ) 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	該当区域なし
オ) 法第8条第1項第9号の臨港地区内に都市機能誘導区域又は居住誘導区域を定める場合には、市町村は立地適正化計画を作成する際に、事前に港湾管理者と調整するべきである。	含めない

#### (4) 居住誘導区域候補地

- ・以上の検討に基づき、居住誘導区域の候補区域を抽出します。
- ・なお、誘導区域の境界は、下図に基づき、原則として道路等の地形地物で設定します。

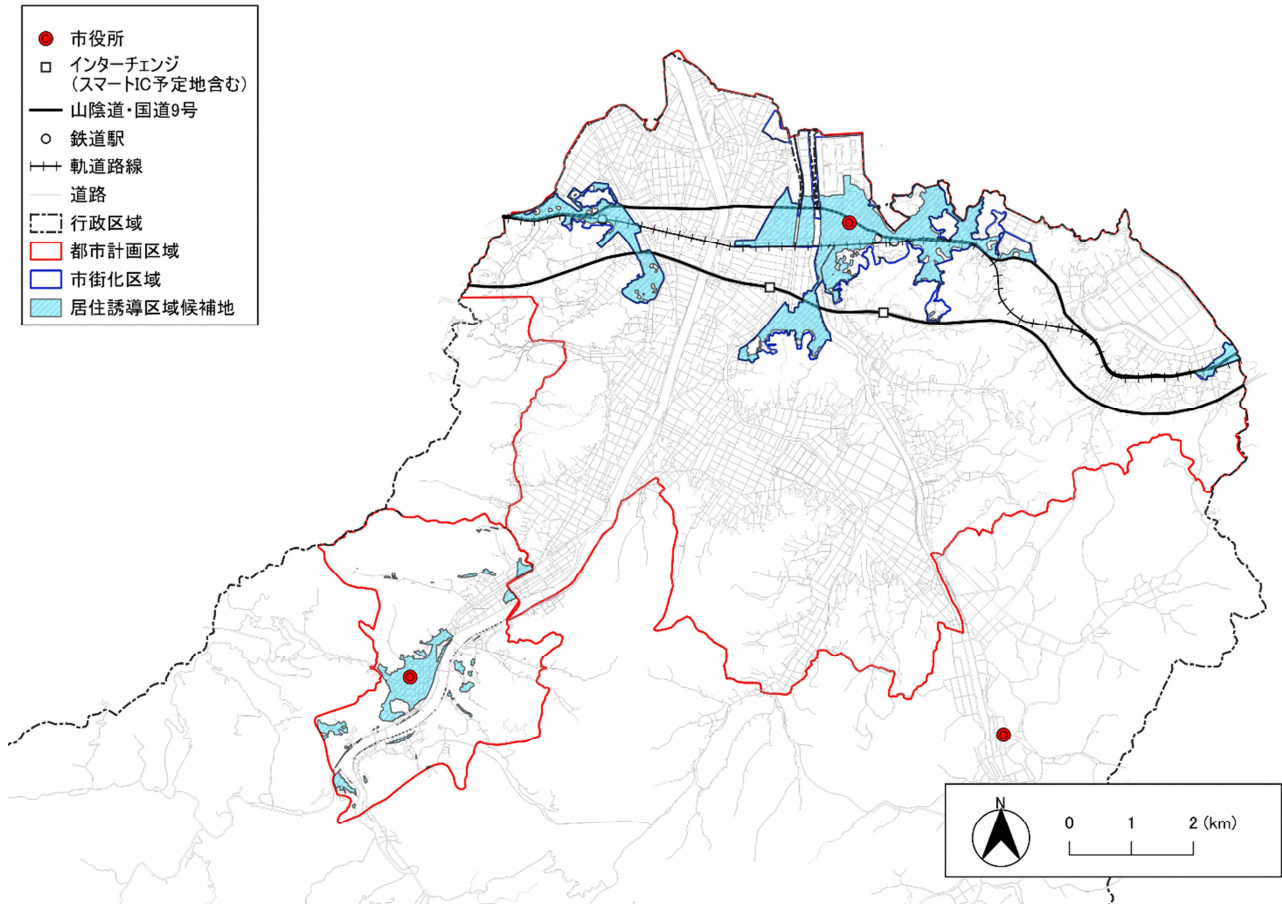


図 居住誘導区域候補地

表 居住誘導区域の設定根拠

	松江圏都市計画区域	広瀬都市計画区域
居住誘導区域から除外するエリア	市街化調整区域	<b>【森林・農用地エリア】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林地域</li> <li>・農振農用地区域</li> <li>・保安林の区域</li> </ul>
	<b>【自然災害ハザードエリア】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>・土砂災害特別警戒区域</li> <li>・土砂災害警戒区域</li> <li>・浸水想定区域（洪水）</li> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域</li> </ul>	
	<b>【土地利用規制エリア等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業専用地域</li> <li>・臨港地区</li> </ul>	

## (5) 居住誘導区域 (案)

居住誘導候補地を踏まえ、居住誘導区域 (案) を下図の通り設定します。

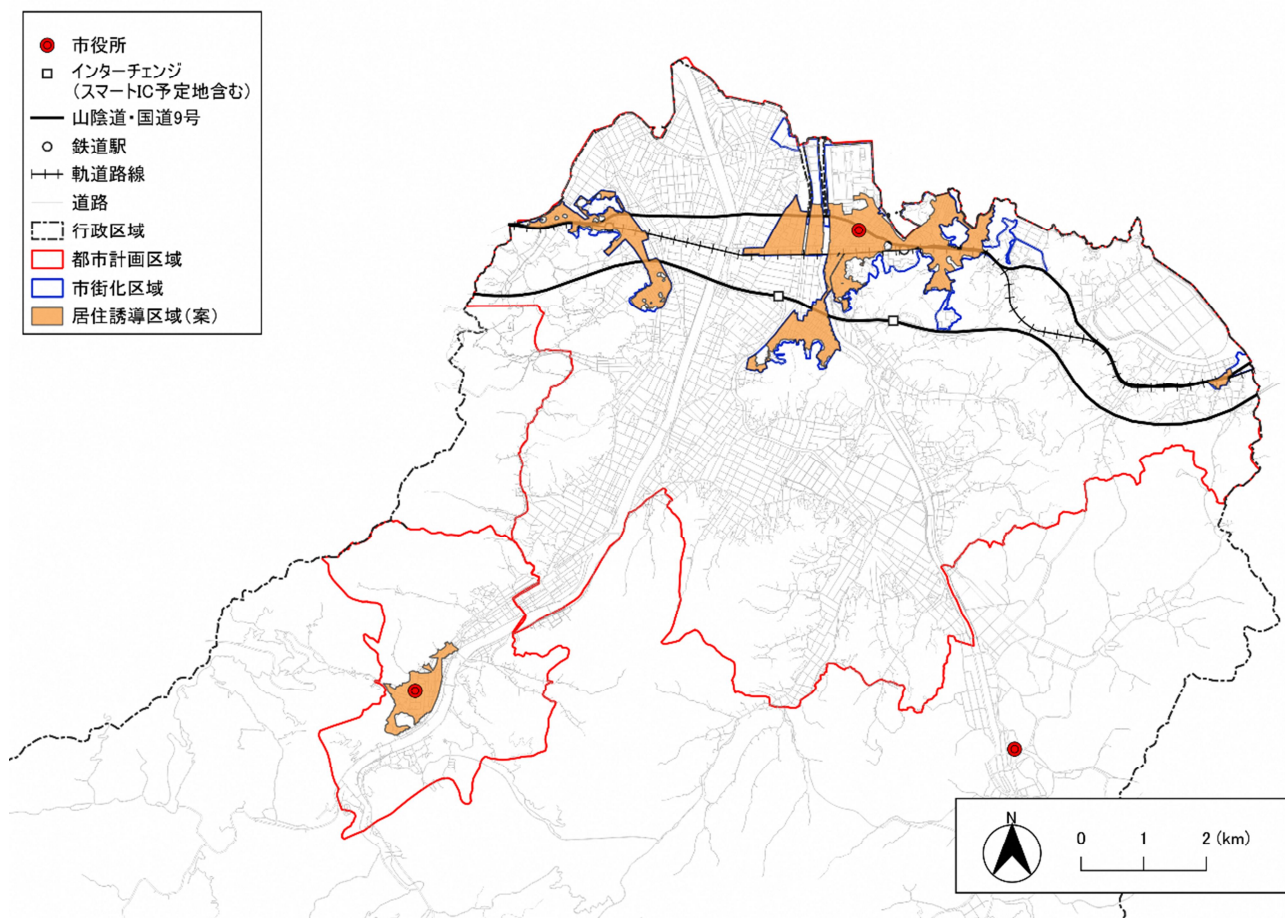


図 居住誘導区域 (案)

表 居住誘導区域の人口・面積・人口密度 (松江圏都市計画区域)

	面積 (ha)	市街化区域に 対する割合	R2			R17			R27		
			人口 (人)	市街化区域に 対する割合	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	市街化区域に 対する割合	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	市街化区域に 対する割合	人口密度 (人/ha)
居住誘導区域	399	60.3%	11331	77.7%	28.4	9904	78.0%	24.8	9117	78.7%	22.9
(市街化区域)	662	-	14581	-	22.0	12691	-	19.2	11585	-	17.5

表 居住誘導区域の人口・面積・人口密度 (広瀬都市計画区域)

	面積 (ha)	都市計画区域 に対する割合	R2			R17			R27		
			人口 (人)	都市計画区域 に対する割合	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	都市計画区域 に対する割合	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	都市計画区域 に対する割合	人口密度 (人/ha)
居住誘導区域	61	4.3%	1481	42.4%	24.5	1165	44.1%	19.3	969	46.2%	16.0
(都市計画区域)	1420	-	3496	-	2.5	2642	-	1.9	2098	-	1.5

【拡大図】

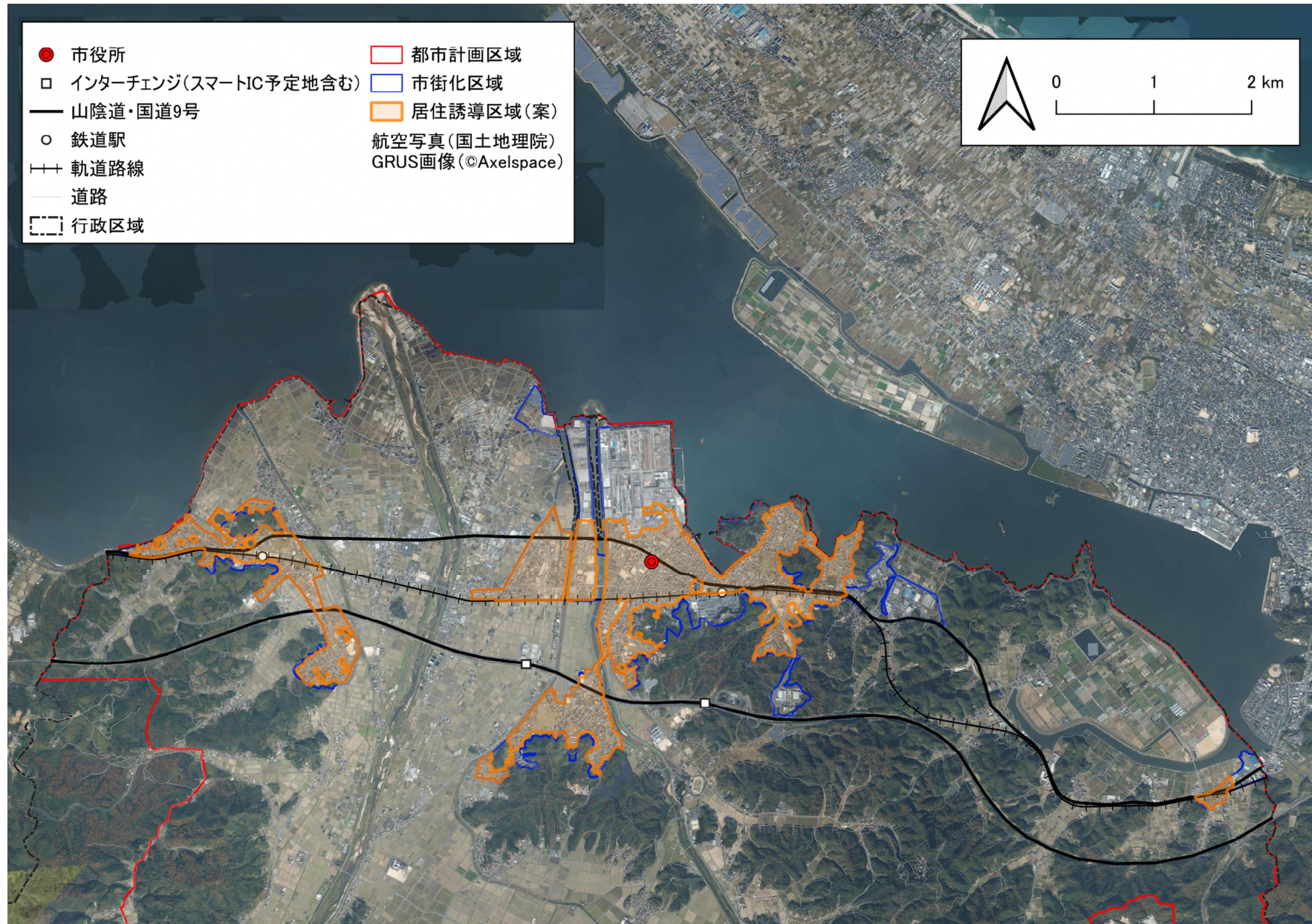


図 居住誘導区域(案) 市街化区域(安来)

【拡大図】

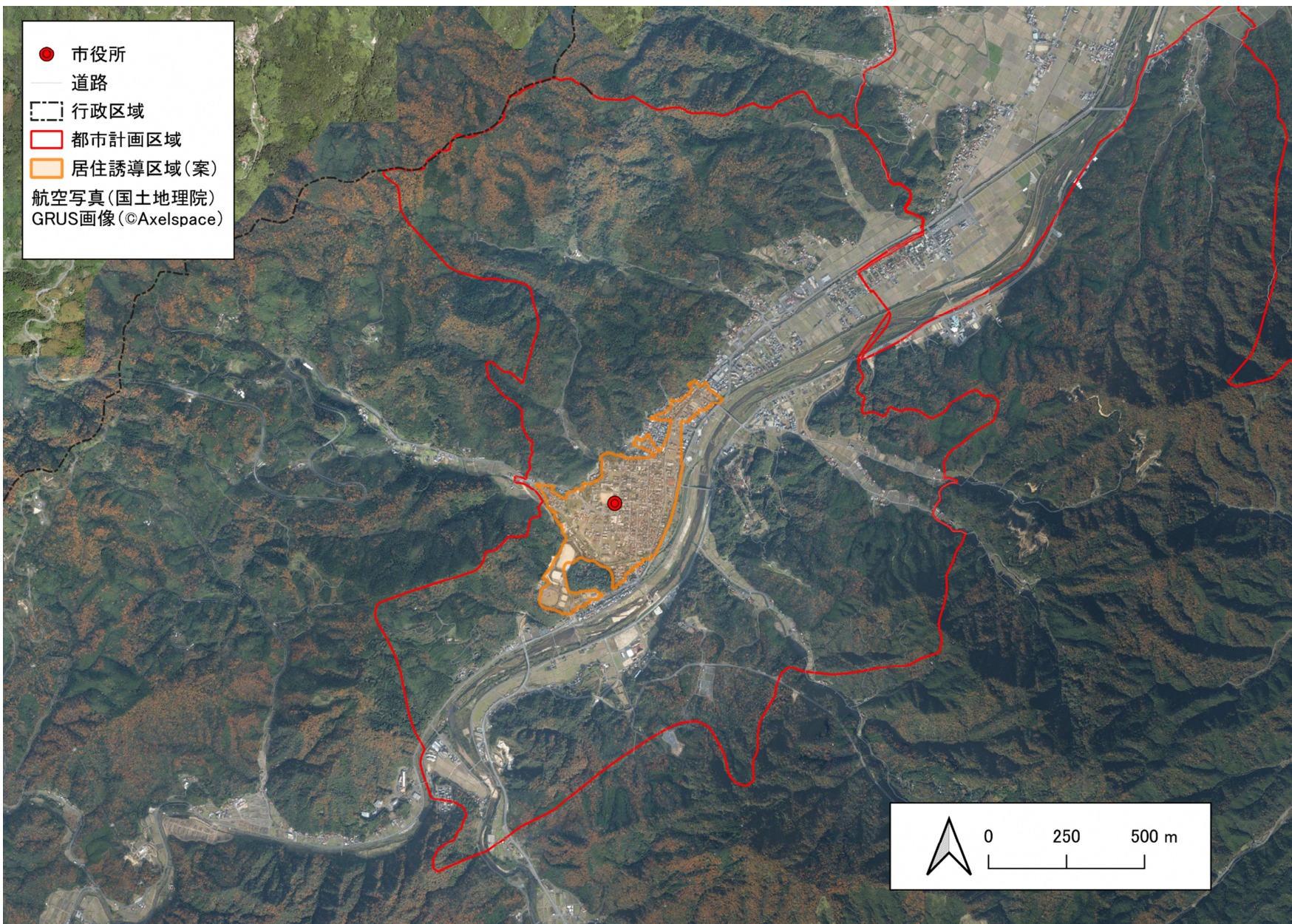


図 居住誘導区域(案) 広瀬都市計画区域

(参考) 居住誘導区域の将来人口 (推計値及び現状人口を維持する場合の誘導人口の試算)

■松江圏都市計画区域【安来】 ( )内は広瀬都市計画区域の数値

居住誘導区域内の人口密度は、R2時点で28.4(24.3)人/haであり、R27年推計値は22.9(15.9)人/haです。R27年まで現在の人口密度を維持するためには、2,214(512)人の人口を市街化区域内の居住誘導区域外から誘導する必要があります。その場合、市街化区域内(広瀬の場合は都市計画区域内)の居住誘導区域外の人口密度は、現在の12.4(1.5)人/haから1.0(0.5)人/haになります。

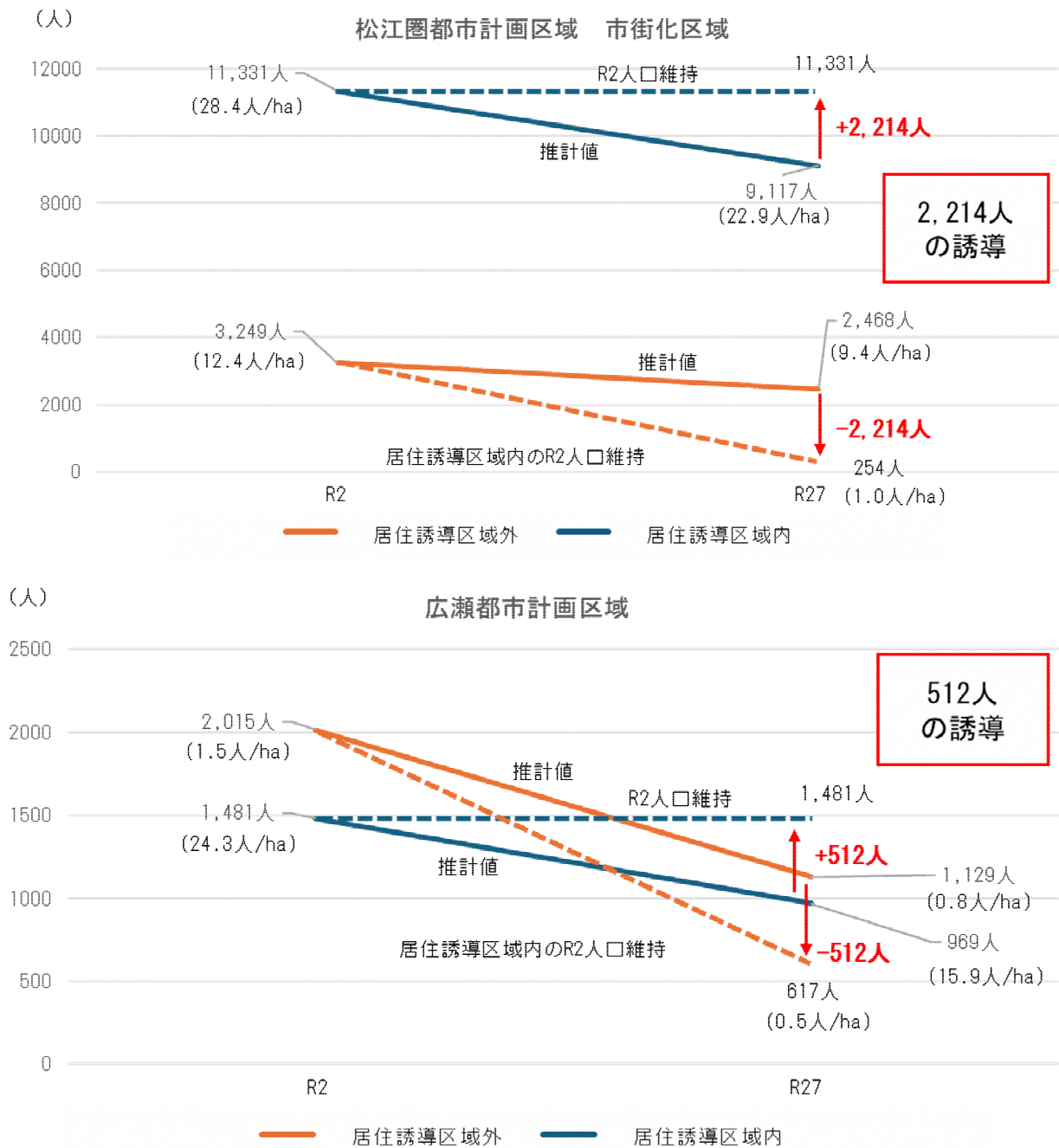


図 居住誘導区域の将来人口 (推計値及び現状人口を維持する場合の誘導人口)

(参考) DID 内の面積・人口・人口密度について

DID (人口集中地区) は、総務省の定義は以下の記述としています。

「国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区 (以下「基本単位区等」という。) を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とした。」

※なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記1)の基本単位区等に隣接している場合には、上記1)を構成する地域に含めた。

出典：総務省HPより抜粋

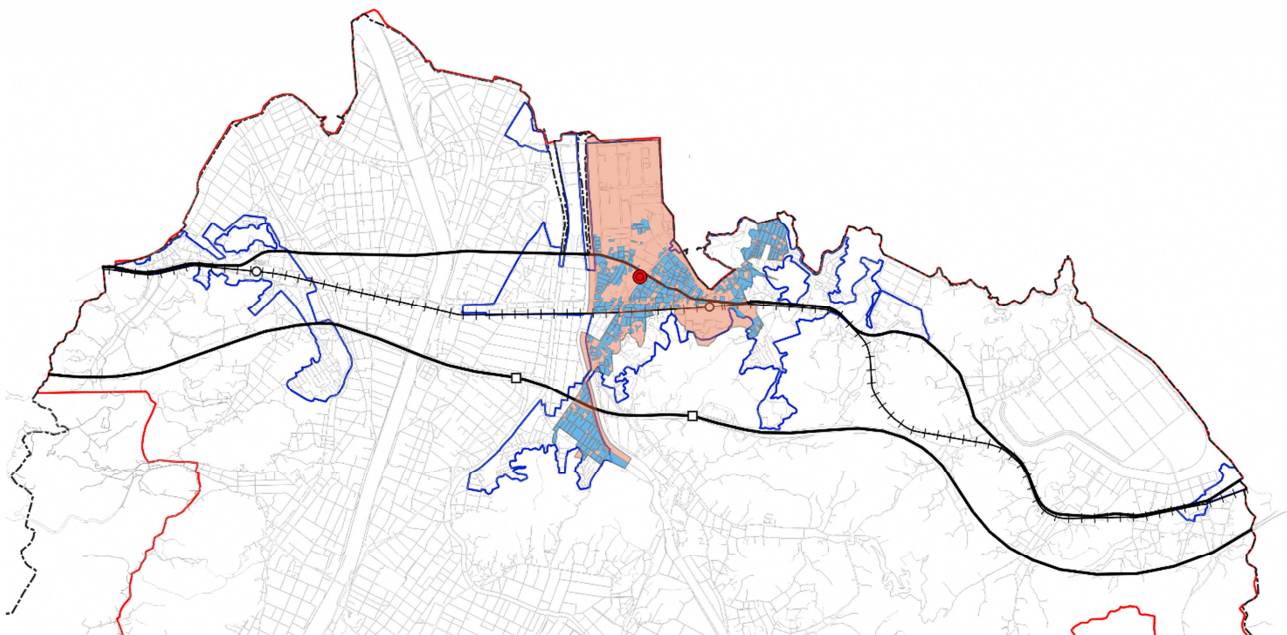
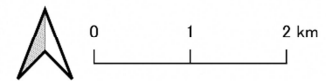
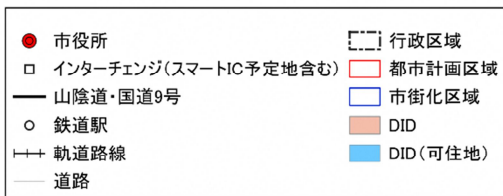


図 DID

表 DID 内面積・人口

	面積 (ha)	区域内の 割合	R2人口 (人)	人口密度 (人/ha)	R7人口 (人)	人口密度 (人/ha)	R17人 口(人)	人口密度 (人/ha)	R27人 口(人)	人口密度 (人/ha)
DID内	269		6639	24.6	6217	23.1	5580	20.7	4930	18.3
DID可住地内	78	28.9%		85.1		79.7		71.6		63.2

※DID 可住地内とは、都市計画基礎調査に基づく可住地 (住宅用地、農地、山林、農業施設用地、その他) の面積とした。

(参考) 公共交通カバー図

・都市拠点である本市中心部（安来駅・安来駅前のバス停周辺）に徒歩や鉄道又は路線バスにより、容易にアクセスできる区域

⇒鉄道駅から半径 800m 圏、30 便/日 以上のバス路線の半径 400m 圏

⇒安来駅に 30 分で到着可能なバス停の半径 400m 圏

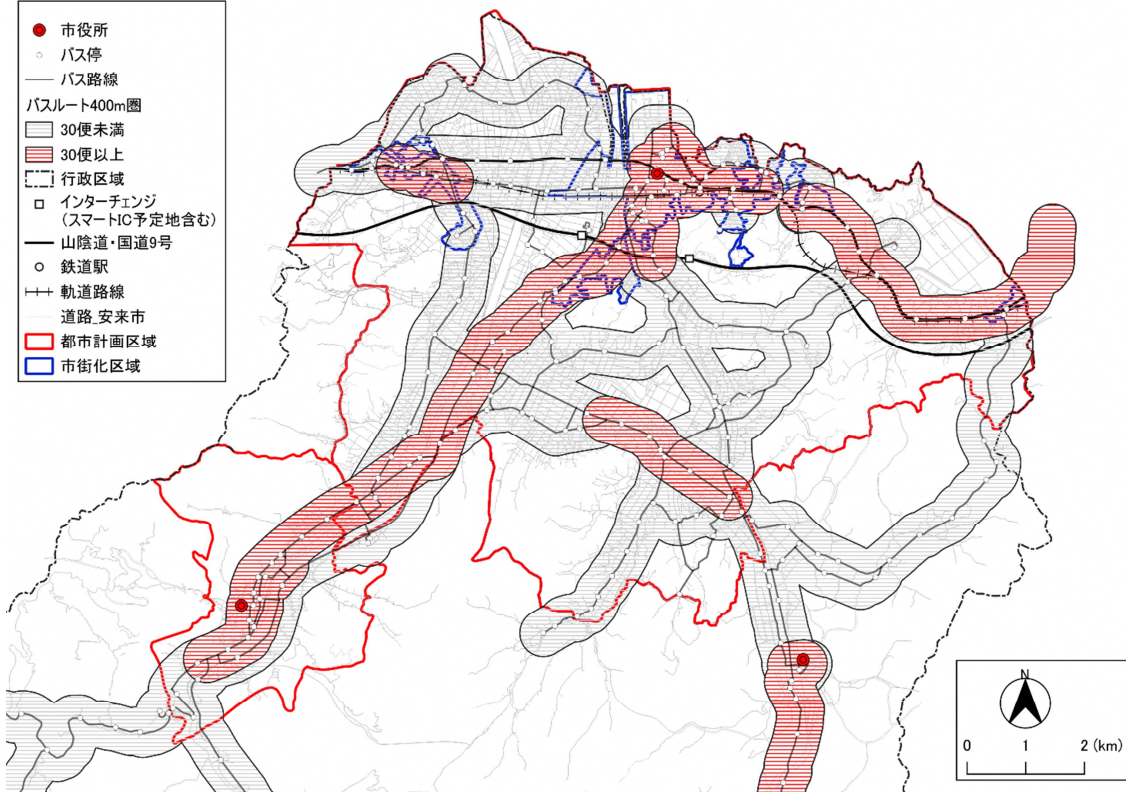


図 鉄道駅 800m 圏、30 便/日 以上のバス路線の半径 400m 圏

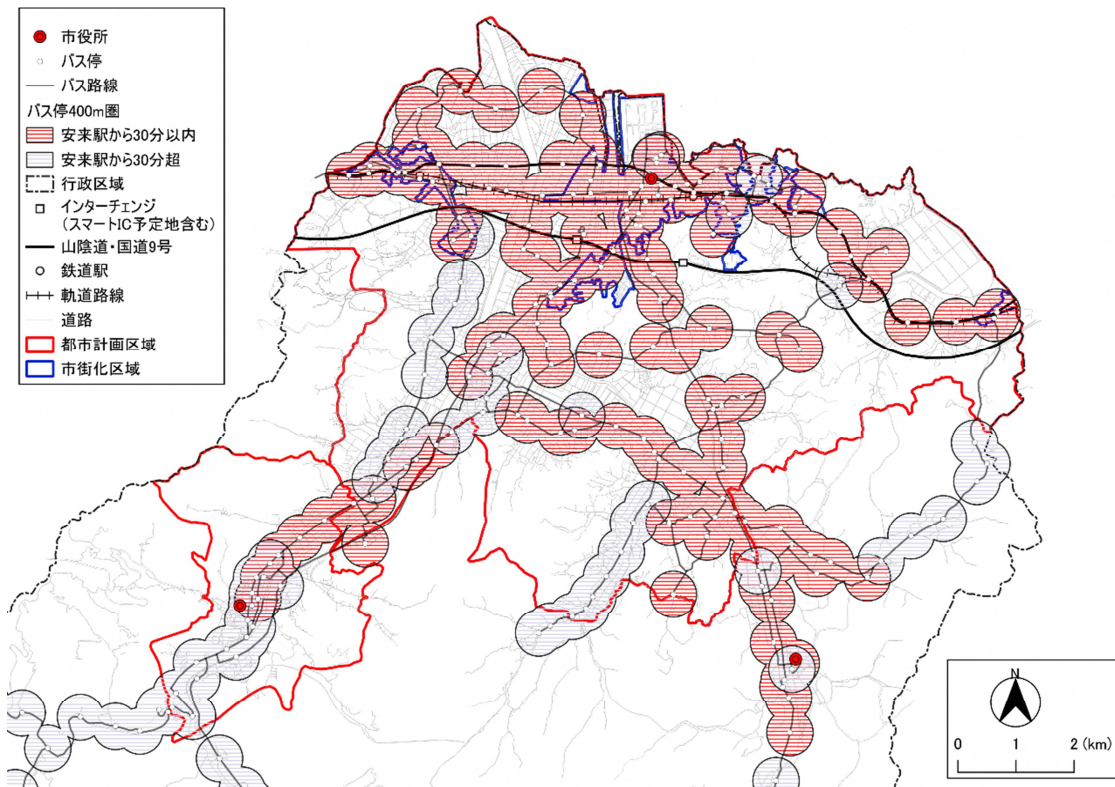


図 安来駅に 30 分で到着可能なバス停の半径 400m 圏